○文化庁告示第三十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第二項の規定に基づき、著作者の実名登録を次のとおり告示する。

平成二十二年八月三日

文化庁長官　近藤　誠一

登録番号	登録年月日	著作者の実名	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一〇九号の一	平成二十二年二月二十三日	〜しあわせになる即興力〜ネイチャーバイブレーションメソッド	〜しあわせになる即興力〜ネイチャーバイブレーションメソッド	平成二十年十一月二十二日	論文

右登録の原因
この著作物は、平成二十年十一月二十二日に香瑠鼓の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

五十嵐薫子　東京都世田谷区代沢二丁目二八番四―七〇二号

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一二五号の一	平成二十二年三月十五日	音楽を聴くカエル	平成二十一年八月二十二日	美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十一年八月二十二日にサトヤマエナガの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

宇野誠一郎　東京都大田区田園調布三―四二―九

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一二六号の一	平成二十二年三月十五日	百茶文	平成十八年九月二十五日	書

右登録の原因
この著作物は、平成十八年九月二十五日に平形精逸の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

平形精一　静岡県静岡市駿河区小鹿八八四番地の三三

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一二七号の一	平成二十二年三月十五日	百花文	平成二十一年十月二十八日	書

右登録の原因
この著作物は、平成二十一年十月二十八日に平形精逸の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

平形精一　静岡県静岡市駿河区小鹿八八四番地の三三

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一三六号の一	平成二十二年三月十五日	指導的人材の育成―旧制高校教育の真髄を活かす―	平成二十一年八月二十八日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十一年八月二十八日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

藤田宏　東京都文京区本駒込三丁目三四番三号

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一四一号の一	平成二十二年三月十五日	車輌の後部視界補助装置	平成十一年七月二十七日	図面

右登録の原因
この著作物は、平成十一年七月二十七日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

大村義治　静岡県浜松市中区中島二丁目二八―二八

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一四二号の一	平成二十二年三月十五日	とのやまクリニック	平成二十一年六月三十日	絵画

右登録の原因
この著作物は、平成二十一年六月三十日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

小笠原栄　愛媛県西条市北条一一三六番地

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一五二号の一	平成二十二年三月十五日	なし	平成二十二年二月十一日	川柳

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年二月十一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

河野辰登志　北海道函館市桔梗一丁目五番四号

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一五五号の一	平成二十二年三月二十六日	知耐心感じる心―理耐心護る心	平成二十年一月十二日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十年一月十二日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

藤本政子　大阪府寝屋川市初町九―一

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一六五号の一	平成二十二年三月二十六日	全てのルーツ＝知る	平成二十年一月十二日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十年一月十二日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

藤本政子　大阪府寝屋川市初町九―一

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三四、一六九号の一	平成二十二年三月二十九日	ＰＦＣカラー顔ドリル	平成二十一年二月十六日	編集著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十一年二月十六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

根本樹宏　群馬県高崎市築縄町五二七―五